平成２１年（フ）第５６号
沖縄県石垣市字登野城1198番地
債務者　宮國　禮子
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２１年（フ）第１２３号
静岡県浜松市東区有玉台４丁目16番27号、住民票上の住所三重県伊賀市西湯舟3184番地の１
債務者　岩田　和子
1　決定年月日時　平成21年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２１年（フ）第１３２号
三重県名張市美旗中村1800番地
債務者　吉川　　豊
1　決定年月日時　平成21年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２１年（フ）第１３５号
三重県伊賀市市部1450番地の１
債務者　山本　直人
1　決定年月日時　平成21年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２１年（フ）第１３８号
三重県名張市東田原2590番地１
債務者　古川　京美（旧姓渡邉）
1　決定年月日時　平成21年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２１年（フ）第１３９号
三重県名張市青蓮寺261番地
債務者　川合　健一
1　決定年月日時　平成21年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２１年（フ）第８４３号
大阪府泉南郡岬町深日3175番地の76
債務者　小竹　悠太
1　決定年月日時　平成21年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第９４２号
大阪府泉北郡忠岡町高月北１―11―23―702、住民票上の住所大阪府泉北郡忠岡町忠岡南２丁目25番５号サウスウインド103
債務者　木村　和弘
1　決定年月日時　平成21年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第９８２号
大阪府貝塚市名越689番地２
債務者　川岸　　豊
1　決定年月日時　平成21年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第９８３号
大阪府貝塚市名越689番地２
債務者　川岸みゆき
1　決定年月日時　平成21年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第９８８号
大阪府岸和田市小松里町715番地の８
債務者　渕上　麻美
1　決定年月日時　平成21年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第９８９号
大阪府岸和田市三田町925番地の２
債務者　花田　民代
1　決定年月日時　平成21年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第９９０号
大阪府泉南郡熊取町大宮１丁目２番６号、前住所大阪府和泉市小田町２丁目19番25―102号
債務者　渡邊　大輔（旧姓亀田）
1　決定年月日時　平成21年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第９９９号
大阪府泉佐野市下瓦屋５丁目１番26―206号
債務者　渡邊　元士
1　決定年月日時　平成21年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１００５号
大阪府岸和田市土生町2132番地の１新川マンション607号、前住所大阪府岸和田市土生町842番地の１
債務者　森本　明彦
1　決定年月日時　平成21年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１０１２号
大阪府和泉市伯太町４丁目15番87号
債務者　藤宗　久子
1　決定年月日時　平成21年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１０２７号
大阪府泉佐野市下瓦屋３丁目１番11―302号
債務者　たこ焼杉本こと　杉本　敏夫
1　決定年月日時　平成21年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１０２８号
大阪府泉南市新家1827番地の３
債務者　石橋　明子
1　決定年月日時　平成21年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係